

令和7年6月広報委員長会議

日時 令和7年6月2日（水）午後1時30分

場所 市役所3階全員協議会室

- ・令和7年3月定例会において、職員の地域手当を引き上げるための条例改正を行いました。 「小田原市職員の給与に関する条例」及び「小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例」につきまして、地域手当に関する一部の必要な改正を行っておらず、一部職員に対し、改正したと見込んだ額で令和7年4月分及び5月分の地域手当相当額及び地域手当を条例に違反した状態で支給してしまいました。本件の原因は、職員の条例に対する理解や改正手続きの確認体制、また法令順守に対する意識が欠けていたことにあります。法令に沿った業務執行は行政として当然のことであるにも関わらず、このような事態を招いてしまったこと、さらにそれが度重なっていることについて、重く受け止め、再発防止に向け、職員研修の強化や確認プロセスの徹底を図ってまいります。
- ・5月11日（日）に開催されました自治会総連合主催の「クリーンさかわ」においては、自治会の皆様をはじめ、地域の企業、各種団体、県・市職員など、昨年を上回る2,688人の方々にご参加いただき、2,125kgものごみが集められました。参加された皆様には、熱心に清掃作業を実施していただき、心より感謝申し上げます。また、今週末の6月7日（土）には、山王川・久野川を美しくする会主催の「山王川・久野川一斉清掃」が行われると伺っております。こちらも何卒よろしくお願いたします。地域の皆様には、日頃から環境美化活動にご協力をいただいております。市としても、小田原の豊かな自然を守るための対策に取り組んでまいります。今後ともご協力いただきますようお願いいたします。
- ・これから梅雨の時期に入り、気温とともに湿度が上がりますので、それに伴い熱中症のリスクも上がっていきます。こまめな水分補給や通気性のよい服を着るなど、十分な対策を行ってください。なお、本市の熱中症予防の取組として、健康被害が生ずるおそれがある場合に「熱中症警戒アラート」や、その更に上の「熱中症特別警戒アラート」をおだわら防災ナビや防災メールにより市民の皆様が発信しています。それらを受信できる環境を整えていただき、熱中症警戒アラート等が発表された際には、外出を控えるなどの予防行動をとっていただければと思います。また、本市では、「熱中症特別警戒アラート」発表時に、一時的に暑さをしのいでいただく休憩所として、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）を設置しています。こちらでもご活用ください。このクーリングシェルターに関しましては、現在、より多くの地域に設置するべく、ご協力いただける民間施設等を募集しており、クーリングシェルターの拡充を図っているところです。今後も市民の皆様生命と健康を守るため、対策強化に努めてまいります。
- ・本市では、地震による停電が復旧した際に、倒れた電気機器などから出火する通電火災を防止するため、地震を感知すると自動的にブレーカーを落とす装置である「感震ブレーカー」について、この度個人を対象とした補助金の給付を新たに開始させていただきました。地震による被害を軽減するために、この「感震ブレーカー」は大変有効ですので、ぜひこの機会に設置をご検討いただくよう、地域の皆様にもご周知いただければと思います。申請の受付はすでに開始しており、広報紙6月号のお知らせ記事「おだわらいふ」3ページにも掲載していますので、ご確認ください。なお、この感震ブレーカー設置費補助金の個人給付につきましては、他自治体での被災事例等をふまえて、以前より所管課で検討を進めてきたものですが、同時に「市長への提案」制度により市民の方からご提案いただいたものでもあります。市民の皆様からのご提案にすべてお応えすることは難しいですが、今後もこのように市民の皆様の声をお伺いし、市政運営に生かしていくということが重要であると考えておりますので、広報委員の皆様には、引き続きご協力をお願いしたいと存じます。何卒よろしくお願いたします。